

令和6年度 第9回天竜区協議会

次第

日時：令和6年12月24日（火）

午後2時00分から

会場：天竜区役所2階21・22会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

（1）協議事項

ア 浜松市子ども計画（案）のパブリック・コメントの実施について（こども家庭部こども若者政策課）

イ 令和7年度以降の浜松市天竜区区政運営方針について（区振興課）

（2）地域課題

ア 夢のかけ橋の塗装計画について（土木部天竜土木整備事務所）

イ マイナ保険証について（健康福祉部天竜福祉事業所長寿保険課）

（3）その他

ア 救急安心電話相談窓口（#7119）について（消防局警防課）

イ 災害復旧状況について（土木部天竜土木整備事務所）

ウ 天竜区協議会委員研修について（事務局）

5 その他

次回開催予定

日時 令和7年1月30日（木）午後2時00分から

会場 天竜区役所 2階 21・22会議室

6 閉 会

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項			
件 名	浜松市こども計画（案）のパブリック・コメントの実施について			
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○趣旨・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。 <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)」が令和6年度で終期を迎えます。 令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。 計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。 			
対象の区協議会	中、東、西、南、北地域分科会・天竜区協議会			
内 容	<p>浜松市こども計画（案）について説明するもの。 計画期間：令和7年度から令和11年度まで（5年間） 内 容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定にあたって 2. 計画策定の背景 3. 計画の基本方針 4. こども施策の展開 5. 計画の推進 6. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策 <p>区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p>			
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集期間：令和6年12月20日(金) ～令和7年1月20日(月) 市の考え方公表：令和7年3月予定 計画の施行：令和7年4月 			
担当課	こども若者政策課	担当者	西	電話 457-2795 (内線 9010)

浜松市こども計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市こども計画(案)」とは

令和5年4月に施行された「こども基本法」第10条の規定に基づき、策定する計画で、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容が含まれます。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月)

3. 案の公表先

こども若者政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ → ご意見・お問い合わせ → パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	こども若者政策課 (ザザシティ浜松中央館5階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 こども若者政策課あて
③ 電子メール	katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	053-457-2039 (こども若者政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部こども若者政策課 (TEL: 053-457-2795)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市こども計画（概要）

●意見提出様式（参考）

●浜松市こども計画（案）

浜松市ホームページに掲載（以下のワードで検索）

【浜松市 パブリック・コメント 意見を募集している案件はこちら】

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市こども計画（案）								
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。 								
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）」が令和6年度で終期を迎えます。 ・令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。 ・こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。 								
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されているため、本計画案もこどもの権利の考え方に基づき策定しています。 ・計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。 								
案のポイント （見直し事項 など）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念のもとに、3つの基本施策を設け、14の施策の柱を体系づけ、施策の柱に31の施策を紐づけています。 ・計画を推進するにあたり、計画全体に関する目標値と、施策の柱ごとに個別の目標値を設定しました。 								
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画								
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和6年12月20日</td> <td>案の公表、意見募集開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月20日</td> <td>意見募集終了</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月</td> <td>意見募集結果及び市の考え方公表</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月</td> <td>施行</td> </tr> </table>	令和6年12月20日	案の公表、意見募集開始	令和7年1月20日	意見募集終了	令和7年3月	意見募集結果及び市の考え方公表	令和7年4月	施行
令和6年12月20日	案の公表、意見募集開始								
令和7年1月20日	意見募集終了								
令和7年3月	意見募集結果及び市の考え方公表								
令和7年4月	施行								

浜松市子ども計画（案）概要

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、子ども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全ての子どもや若者の意見を尊重し、権利(※)を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に定める、いわゆる4つの原則を指します。

2 計画の位置付け

以下の計画を一体的に策定します。

- 子ども・子育て支援事業計画
- 子ども・若者計画
- 次世代育成支援行動計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 子どもの貧困解消計画

3 計画の期間

令和7（2025）年度 から 令和11（2029）年度までの5年間

4 計画の対象

子ども・若者、子育て当事者、子ども・若者を取りまく社会の全ての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

5 子どもの権利

子ども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。本計画においても、子どもの権利条約及び子ども基本法の考え方に基づき施策を推進します。

子どもの権利条約 4つの原則

出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

差別の禁止 （差別のないこと）

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 （子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重 （子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

第2章 計画策定の背景

少子化を巡る状況

- 出生数、合計特殊出生率は過去最低を更新しており、少子化に歯止めがかからない状況です。
- 婚姻状況にない人のおよそ8割が婚姻願望を持っていますが、婚姻数は年々減少しています。
- 子どもが減ることで、地域での子ども同士や子育て中の保護者の交流の機会が減少するなど、子育てや子どもの育成環境が変容しています。
- 若者にとって、家庭を築くことや子どもを育てる未来をイメージしにくい環境となっており、結婚、出産、子育てに否定的な若者も一定数います。
- 結婚、出産、子育てを希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。

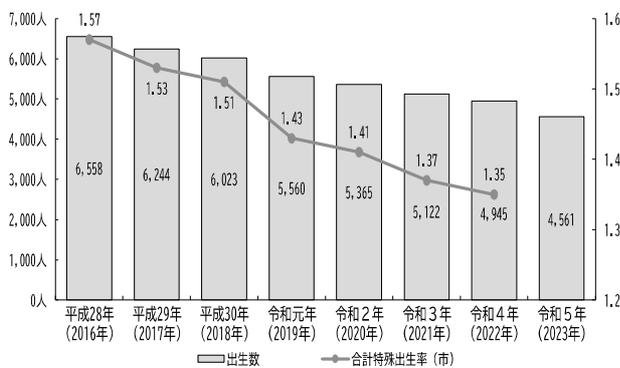
こどもと家族を取り巻く環境

- 核家族化が進み、身近に子育てを支えてくれる親族等がない世帯が増えており、保護者を孤立させない相談支援体制が求められています。
- 共働きで子育てをする家庭が増えており、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- 教育・保育にかかる施設や質の確保など、こどもを安心して預けられる環境整備が求められています。
- 児童虐待やこどもの貧困などの社会的な課題の解消に向け、こどもと家庭への支援を充実させる必要があります。

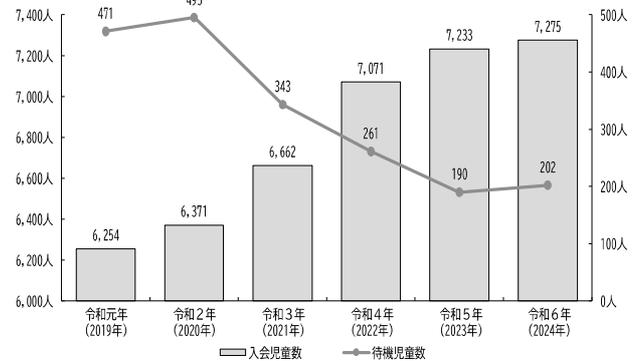
こども・若者が直面する問題

- こどもが家族のケアを担うヤングケアラーの関係者の気づきや相談体制の充実が求められています。
- 支援を必要とするこども（いじめや不登校、自殺等）の増加に対する関係機関との連携等による対策の強化が必要です。
- 障がいのあるこどもや外国にルーツのあるこどもに対する専門的な支援体制の充実が必要です。
- 保護等により社会的養護の下で育つこどもへの自立に向けた支援の充実が必要です。
- こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
- インターネットを安全に利用するモラルの習得が求められています。

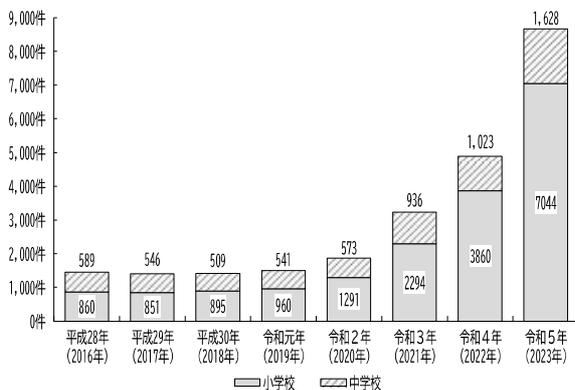
<浜松市の出生数・合計特殊出生数の推移>



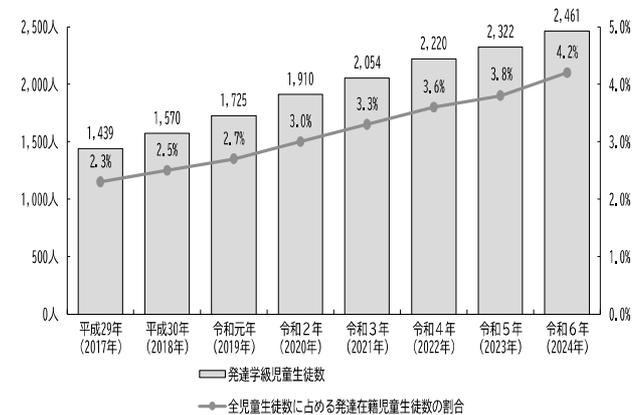
<放課後児童会の利用児童・待機児童数>



<いじめ認知件数の推移>



<市立小中学校の発達支援学級在席児童生徒数の推移>



第3章 計画の基本方針

基本理念

全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松

未来を担う全てのこども・若者が、夢や希望を持ち、暮らし続けたいと思える浜松とするため、こどもの権利を尊重し、子育て中の人々を応援することで、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指し、基本理念を定めます。

- 全てのこども・若者の権利を保障することで最善の利益を図ります
- こども・若者等の意見を聴き、施策へ反映します
- こども・若者及び子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します
- 良好な子育て・成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる社会を実現します
- 若い世代が、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる社会を実現します

第4章 こども施策の展開

基本理念	基本施策	施策の柱	施策
全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松	Ⅰ ライフステージを通じた施策	1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組
		2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成 施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進 施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進 施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進
		3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 施策3-② 小児医療の充実
		4 こどもの貧困対策の推進	施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進
		5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 施策5-② 関係機関や地域との連携強化
		6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 施策6-② 社会的養護体制の充実 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進
		7 こども・若者の安全の確保	施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進
	Ⅱ ライフステージ別の施策	1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）	施策1-① 妊娠・出産・幼児期における保健・医療の確保 施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実
		2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）	施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進 施策2-② こどもの居場所づくりの推進 施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備
		3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）	施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進 施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 施策3-③ 若者とその家族等への相談支援
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	施策1-① こどもの育ちを支える経済支援
		2 地域子育て支援、家庭教育支援	施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進
		3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備
		4 ひとり親家庭への支援	施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

こども・若者の社会参画や意見聴取を行い、こども・若者の状況やニーズをよりの確に把握し、施策に反映させることで、より実効性のあるものにしていきます。また、年齢・発達の程度に応じて、様々な形で自らの意見を表明することができる機会を確保します。

(2) こども・若者、子育て支援に関わる人材確保・育成の推進

支援のさらなる充実を目指し、子育て支援員研修の実施やOJTの強化を通じて、子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成に取り組んでいきます。

また、こども家庭センターを中心とした専門機関や関係機関とのつながりを深めるとともに、自治会や民生委員等における日常的な見守りや助け合いの地域支援の輪を広げ、地域ネットワークの構築に取り組みます。

(3) 子育てDXの推進

浜松市DX推進計画に基づき、関係各課と連携し、母子保健、保育、教育、情報提供システムの構築など、子育てDXを推進していきます。

さらに、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることで、子育て家庭や保育・教育・子育て支援現場の負担を軽減します。これにより、こどもと向き合う時間を増やし、こどもへのより良い支援や成長の機会を提供できるよう取り組んでいきます。

2 施策の推進体制

こども・若者等の意見を聴き、PDCAサイクルの中で施策・事業の実効性を高めていきます。

こども・若者・子育て当事者・
子育て支援者等からの意見聴取

点検・評価
庁内会議及び浜松市社会福祉
審議会児童福祉専門分科会

施策・事業の見直し等
に反映

3 数値目標の設定と進捗管理

計画全体と施策の柱ごとの目標値を設定し、毎年進捗管理を行っていきます。

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- 子ども・子育て支援法では、第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとしています。
- 令和6年3月に本市が実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に、各事業の利用状況を考慮して「量の見込み」を算出しました。
- ニーズ調査や人口推計等により算出した「量の見込み」（必要数）に応じた「確保の内容」（定員数等）を本計画終期の令和11（2029）年度末までに確保できるよう、計画的に提供体制を整えていきます。

対象事業

教育・保育

- 特定教育・保育施設
- 特定地域型保育事業

地域 子ども・ 子育て支援 事業

- 利用者支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 児童育成支援拠点事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 時間外保育事業（延長保育事業等）
- 子育て短期支援事業
- 養育支援訪問事業
- 一時預かり事業（一般型、余裕活用型、幼稚園型）
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 親子関係形成支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども 応援サポーター宣言
まんなか こどもたちが健やかで幸せに成長できる
「元気なまち・浜松」を実現します

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項														
件 名	令和7年度以降の浜松市天竜区区政運営方針について														
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>1 背景 浜松市区における総合行政の推進に関する規則第4条において、「区長は、区政運営に当たっての基本的な方針、区の出組課題等を区政運営方針として毎年度区民に公表しなければならない。」としている。</p> <p>2 経緯 第5回天竜区協議会において、令和7年度以降の区政運営方針について事務局から説明。</p>														
対象の区協議会	天竜区協議会														
内 容	令和7年度以降の区政運営方針の策定にあたり、将来像（キャッチコピー及び10年後の目指す姿）について、協議するもの。														
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>今後の予定</p> <table border="0"> <tr> <td>令和7年1月</td> <td>将来像決定</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月</td> <td>基本方針（案）、区長あいさつ（案）提示</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月</td> <td>最終決定</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月</td> <td>区協議会へ報告</td> </tr> <tr> <td>令和7年5月</td> <td>公表</td> </tr> </table>					令和7年1月	将来像決定	令和7年2月	基本方針（案）、区長あいさつ（案）提示	令和7年3月	最終決定	令和7年4月	区協議会へ報告	令和7年5月	公表
令和7年1月	将来像決定														
令和7年2月	基本方針（案）、区長あいさつ（案）提示														
令和7年3月	最終決定														
令和7年4月	区協議会へ報告														
令和7年5月	公表														
担当課	天竜区区振興課	担当者	大石 訓康	電話	922-0011										

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

1 策定方針

年度	将来像	基本方針
令和6年度	- (令和7年度に向けた策定作業)	令和5年度までのものをベースに旧行政区単位で作成し、新行政区単位でまとめる。
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和7～16年度(10年間) ⇒総合計画 第2次推進プランと合わせる 構成は、キャッチコピー+10年後の目指す姿 	各区でばらつきがあったため、「基本方針」と「まちづくりの柱」を「基本方針」に統合。毎年度策定。

- 令和6年度に総合計画の第2次推進プラン（計画期間10年（R7～16））を策定することになっており、これとの整合を図るため、将来像は「キャッチコピー」に加え「10年後の目指す姿」で構成する。
- 行政区再編前の旧7区でばらつきのあった「基本方針」と「まちづくりの柱」を「基本方針」に統合する。

2 令和7年度以降の将来像

(1) 取り入れたいキーワード（委員からの意見）

分野	キーワード
自然	森林（天竜美林・森）、水
人・地域・暮らし	コミュニティ、定住・移住、笑顔と声（子どもたち）、幸せ実感（安全・安心）、人の行き交い（交流人口・関係人口）
文化・芸術	受け継がれる文化・芸術（担い手）、誇れる風土・文化

(2) 意見から連想されるキーワード

ア 自然

- ⇒ 森の香り、自然の調和、緑の安らぎ、自然の恵み、人と自然の共生

イ 人・地域・暮らし

- ⇒ つながり（支え合い）、地域の絆、共に創る未来、共助、笑顔の輪、にぎわい、安心感、温もり

ウ 文化・芸術

- ⇒ 伝統の継承、地域色

(3) キャッチコピー（案）

○ キーワード：「森林」

天竜区の森林をキーワードとし、自然と人が調和しながら、未来に向けた希望や成長をはぐくんでいく。

- ・ 現行 「^{もり}森林と水 ^{いのち}生命はぐくむ天竜区」
- ・ 案1 「^{もり}森林と人 心かがやく天竜区」
- ・ 案2 「^{もり}森林と人を紡ぎ 明日へつなげる天竜区」

○ キーワード：「自然」

自然と調和し、互いに影響しながら共存していく。

- ・ 案3 「自然融和 共にはぐくむ天竜区」
- ・ 案4 「自然共生 誇れる風土 天竜区」

○ キーワード：「魅力」

天竜区の魅力を区外へ発信し、地域コミュニティを活性化させていく。

- ・ 案5 「魅力発信 人行き交う天竜区」
- ・ 案6 「魅力拡散 天竜からの 天つ風」

(4) 10年後の目指す姿(案)

○現行

～「豊かな自然と地域特性を活かし、
安心して定住できるまち」を目指します～

○継承と創造、課題に取り組み、日々の充実度を向上させていく。

・案1 ～「受け継ぐ伝統 創り出す未来
心身ともに満たされたまち」を目指します～

・案2 ～「資源・伝統を継承し、
心身ともに満たされた幸福感(ウェル・ビーイング)
を実現できるまち」を目指します～

○地域資源を区内外に発信し、豊かな魅力を広げていく。

・案3 ～「住む人や訪れる人が、
身も心も元気になるまち」を目指します～

・案4 ～「地域資源・伝統文化を継承し、
人情味あふれるまち」を目指します～

・案5 ～「資源を活かし、魅力あふれるまち」を目指します～

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

分野	キャッチコピーに取り入れたいキーワード等	あなたが思う、10年後の姿
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜美林、水、自然豊か ・森と水 ・森林、環境 ・災害 ・温暖化 ・自然の里 ・山を守ることで街が豊かに 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域ならではの産物で発信 ・地球環境への貢献（CO2） ・森林資源の活用 ・有害鳥獣対策とジビエ産業の振興 ・環境や自然の整備
人・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・人情味溢れる地域コミュニティ ・人の行き交い ・幸せ実感 ・子供たちの笑顔と声が響きあう 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の各戸がオンラインでつながることで共助増（デマンドタクシー、ライドシェア活用など） ・地域コミュニティの充実により、心身ともに健康を実感 ・人口減少により、高齢者のみの地域が増える ・小学校の存続も危ぶまれる ・高齢化により、奉仕作業なども制限される
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・定住、移住 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らし（地域コミュニティによる） ・安心して定住できるまち（いきいきと田舎暮らし） ・移住の検討、移住したくなるまち ・災害に強いまち（道路問題など） ・安心できる交通インフラ ・子育て、仕事、住宅の支援（子育て世代が増える抜本的な対策が必要） ・十分な医療体制（オンライン診療、移動診療などの充実） ・自然と共に生きる幸福感 ・誰一人、時の流れに取り残されない（情報機器の取扱い等）
文化・芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えて受け継がれる文化・芸術 ・誇れる風土、文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術で情報発信 ・高齢化により、地域の祭典や守っていくべき伝統文化が継承されない危機感がある
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区内でも地域によって差が生じてくる（北と南） ・次の世代に引き継ぐことができるか ・10年が正念場 ・希望を持ち続けることができるような意識の醸成と取組が必要

キヤッチコピーに取り入れたいキーワード等

